

函館工業高等専門学校リサーチアシスタント実施要項

平成26年9月16日

函高専達第7号

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに女性若手研究者の養成・確保を促進するため、本校が行う研究プロジェクト等に、優れた女子専攻科生を研究補助者として参加させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び女性若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、本校に採用する研究補助者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の研究補助者の名称は、リサーチアシスタント(以下「RA」という。)とする。

(対象者等)

第3条 RAとして採用することができる者は、本校専攻科に在籍する優秀な女子学生(以下「女子学生」という。)とする。ただし、次に掲げる者は除外するものとする。

- (1) 当該年度の授業料免除該当者
- (2) 休学者
- (3) 標準修業年限を超えて在籍する女子学生
- (4) 国費外国人留学生及び政府派遣外国人留学生

2 前項第3号に規定する者のうち、留学や病気等の真にやむを得ない事由に起因する場合にあっては、専攻科委員会が認める場合には標準修業年限を超えて在籍する女子学生を対象者としてすることができる。

(職務内容)

第4条 RAの職務内容は、教員が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、校長の命を受け、当該教員の指示に従って研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(就業規則の適用)

第5条 RAには、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則(規則第11号)を適用する。

(研究活動の申請と公募)

第6条 RAによる研究補助業務を必要とする教員は、業務内容計画書(別紙第1号様式)を専攻科長に提出しなければならない。

2 専攻科長は、専攻科委員会の議を経て、研究補助業務を行わせる研究プロジェクトを決定し、公募を行う。

(申請方法等)

第7条 RAを希望する女子学生は、第3条の対象者等の条件を確認のうえ、特別研究指導教員の推薦を受け、別に定める必要書類を専攻科委員会に申請するものとする。

(募集及び選考)

第8条 RAの募集は、専攻科委員会が行う。

2 RAの選考は、専攻科委員会の議を経て、校長が行う。

(勤務時間)

第9条 RAの勤務時間は、週6時間を超えない範囲内とする。なお、研究プロジェクト担当教員は、当該女子学生の授業や特別研究等に支障が生じないように配慮するものとする。

(給与)

第10条 RAの1時間当たりの給与の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構謝金取扱要項第4条別表の謝金基準単価表に定める「教育・研究・事務補助謝金(高専専攻科学生)」の額とする。

(オリエンテーション)

第11条 RAに研究補助業務を行わせる場合は、研究プロジェクト担当教員は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、その円滑な遂行に留意するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、RAに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年9月16日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

業 務 内 容 計 画 書

函館工業高等専門学校専攻科長 殿

所属：

職名：

氏名：



1 研究プロジェクト名

2 研究プロジェクトの概要

3 研究補助業務の内容(具体的に箇条書き等で記載のこと。)

4 RA の必要理由(具体的かつ簡明に記載のこと。)

5 業務従事時間